

○大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件

(平成十一年文部省告示第七十五号)

最終改正 平成十五年三月三十一日 文部科学省告示第四十九号

一 大学院には、専門分野の別に応じ専攻ごとに、不可欠な教員組織として、別表第一及び別表第二に定めるところにより、大学院設置基準第九条各号に掲げる資

格を有する教員（以下「研究指導教員」という。）を置くとともに、それらの表のその他の教員組織の欄に定める研究指導の補助を行い得る教員（以下「研究指導補助教員」という。）を置くものとする。

二 別表第一及び別表第二のその他の教員組織の欄に定めのない場合においても、それらの表に定める研究指導教員の数と同数の研究指導補助教員を置くものとする。

三 第一号に定めるもののほか、別表第三に定めるところにより、学生の収容定員に応じ、必要な数の研究指導教員を置くものとする。

別表第一

専門分野	研究指導教員数	その他の教員組織
文学関係	三 三 二	原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて五以上とする。 史学専攻は、研究指導教員数を四、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて七以上とし、日本史、東洋史、西洋史の各分野に研究指導教員を欠いてはならない。 地理学専攻は、研究指導教員数を四、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて七以上とする。
教育学・保育学関係	三	研究指導補助教員は、研究指導教員数と同数とする。
教育学・保育学関係	五 三 三 四 六 四	研究指導補助教員は、研究指導教員数の三分の二以上置くものとする。ただし、社会科学専攻及び理科教育専攻については、研究指導教員数と同数とする。 教科に係る専攻については、教科教育科目担当の研究指導教員及び研究指導補助教員数を含むものとする。 学校教育専攻が特殊教育及び幼児教育の分野を含む場合は、それぞれについて研究指導教員を一人加えるものとする。
教育学・保育学関係	三	研究指導補助教員は、研究指導教員数と同数とする。
教育学・保育学関係	三 三 二	原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて五以上とする。 史学専攻は、研究指導教員数を四、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて七以上とし、日本史、東洋史、西洋史の各分野に研究指導教員を欠いてはならない。 地理学専攻は、研究指導教員数を四、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて七以上とする。
教育学・保育学関係	三	研究指導補助教員は、研究指導教員数と同数とする。
教育学・保育学関係	五 三 三 四 六 四	研究指導補助教員は、研究指導教員数の三分の二以上置くものとする。ただし、社会科学専攻及び理科教育専攻については、研究指導教員数と同数とする。 教科に係る専攻については、教科教育科目担当の研究指導教員及び研究指導補助教員数を含むものとする。 学校教育専攻が特殊教育及び幼児教育の分野を含む場合は、それぞれについて研究指導教員を一人加えるものとする。
教育学・保育学関係	三	研究指導補助教員は、研究指導教員数と同数とする。

美術関係	家政関係	薬学関係	獣医学関係	農学関係	工学関係	理学関係	社会学・社会福祉学関係	経済学関係	法学関係	
建築専攻 デザイン専攻 絵画専攻								政治学系	法学系	美術教育専攻 保健体育専攻 技術教育専攻 家政教育専攻 英語教育専攻
四 四 四	四	八	四	四	四	四	三	五	三	五
美術学）の分野に研究指導教員数を一以上を置くものとする。	原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて六以上とする。	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて十四以上とする。二専攻以上を置くときは、専攻ごとに、研究指導教員数を五、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて九以上とする。	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて八以上とする。	修士課程は、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて六以上とする。博士課程は、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて八以上とする。	原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて七以上とする。	原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて七以上とする。	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて五以上とする。	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて九以上とする。	公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を三以上とする。	
四 四 四	四	八	四	四	四	四	三	五	三	五
美術学）の分野に研究指導教員数を一以上を置くものとする。	原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて六以上とする。	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて十四以上とする。二専攻以上を置くときは、専攻ごとに、研究指導教員数を五、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて九以上とする。	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて八以上とする。	修士課程は、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて六以上とする。博士課程は、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて八以上とする。	原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて七以上とする。	原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて七以上とする。	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて五以上とする。	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて九以上とする。	公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を三以上とする。	

保健衛生学関係					
音楽関係	工芸専攻 芸術学専攻 彫刻専攻 写真専攻	四 二 四 四			
音楽関係	器楽専攻 声乐専攻 作曲専攻 音楽学専攻 音楽教育学専攻 指揮専攻	一 一 二 二 三 四			研究指導補助教員数は、研究指導教員数の半数以上を置くものとする。 器楽専攻は、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて五以上とし、鍵盤楽器及び弦楽器の各分野に研究指導教員を、管・打楽器の各分野に研究指導教員又は研究指導補助教員を欠いてはならない。
体育関係		四			原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて八以上とする。

備考

一 学際領域等上記の区分により難しい専門分野に係る研究指導教員数等については、最も関連深い分野における専攻の例による。それによることが適当でない場合には、別に定める。

二 研究指導教員の三分の二以上は、原則として教授でなければならない。

三 昼間又は夜間において授業を行う大学院（以下「通学制大学院」という。）が通信教育を併せ行う場合は、通学の課程、通信教育の課程のそれぞれについて、課程を担当する教員がこの表及び別表第二に定めるとおり配置されていなければならない。この場合、当該専攻の研究指導教員又は研究指導補助教員が通学の課程及び通信教育の課程の両方の課程を担当することができる。

別表第二

専門分野	課程	研究指導教員数	その他の教員組織
医学関係	博士課程 修士課程	三十 六	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて六十以上とする。 研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて十二以上とする。
歯学関係	博士課程 修士課程	十八 五	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて三十六以上とする。 研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて十以上とする。

別表第三

通学又は通信教育の課程	専門分野	研究指導教員一人当たりの学生の収容定員
修士課程	人文社会科学系 自然科学系 医学、歯学系	二十人 十四人 八人
博士課程	人文社会科学系 自然科学系 医学、歯学系	二十人 十五人 八人
前期及び後期の課程に区分する博士課程の前期二年の課程	人文社会科学系 自然科学系	二十人 十四人
前期及び後期の課程に区分する博士課程の後期三年の課程	人文社会科学系 自然科学系	十二人 九人

備考

一 学際領域等上記の区分により難い専門分野に係る研究指導教員数等については、最も関連深い分野における専攻の例による。それによることが適当でない場合には、別に定める。

二 通学制大学院が通信教育を併せ行う場合の通信教育の学生収容定員は、この表

に定めるところによる。

この場合の当該専攻の研究指導教員数（通信教育のみを担当する教員も含む。）については、別表第一、別表第二及びこの表により通学の課程に必要とされる研究指導教員数に、通信教育の学生収容定員に応じた研究指導教員数を加えるものとする。